北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議

去る2月7日、北朝鮮は、わが国をはじめ世界各国からの停止要請を無視し、「人工衛星」と称する弾道ミサイル発射を強行し、弾道ミサイルは沖縄県先島諸島上空を通過、フィリピン東方海域へと落下した。

国際社会は結束し、北朝鮮に対し、国連安保理決議を遵守し、核実験や弾道 ミサイル発射などの挑発行為を行わないように繰り返し要求してきた。

しかし、それらを振り切る形で、1月6日の核実験の実施に続き、弾道ミサイル発射を強行したことは、わが国への脅威となるだけではなく、広く東アジアをはじめ世界の平和と安全を損なうものである。

「いかなる核実験またはいかなるミサイル技術を用いた発射を実施しないこと、また、弾道ミサイル計画に関連するすべての活動を停止する。」とした 国連安保理決議及び日朝平壌宣言に違反する行為である。

よって、江戸川区議会は、北朝鮮によるミサイル発射などの一連の行為に強く抗議し、68万江戸川区民の総意を持って、今後、核実験実施やいかなるミサイル技術を用いての発射を行わないように、強く求めるものである。

以上、決議する。

平成 28 年 3 月 23 日

江戸川区議会